

全協文書第 B19-0238 号

2020 年 3 月 30 日

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会長 一戸 隆男

「高齢者福祉施設従事者向けの相談窓口の設置及びQ&A」について
(新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No.12)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、標記につきまして一般社団法人日本環境感染学会内に設置及び公開がされましたことをご連絡申し上げます。

また、同会の新型コロナウイルスに対しての活動に、全国協会も協力(新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No.7 参照)しておりますので、新しい情報等がありましたら引き続き通知をいたしますのでご参考にしていただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症対策についての相談窓口を設けます。

以下のアドレスに「施設名・お名前」を明記の上、お問い合わせください。

E-mail : jsipc-toiawase-ML@umin.ac.jp

2. 高齢者福祉施設の方のための Q & A の公開 (別紙参照)

参考箇所

Q9 発熱などの症状(疑い例)のある利用者の部屋の清掃はどうしたらいいですか?

Q11. 発熱症状(疑い例)の利用者が PCR 陽性 となった場合、使用していた 部屋全体の消毒は必要ですか?

Q12. 発熱症状(疑い例)の利用者が PCR 陽性 となった 場合、 使用したリネン類の処理に気をつけることはありますか?

Q14 日常清掃で気をつける点はありますか?

3. ホームページURL

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=328

以上

.....【本件に関する問い合わせ先】.....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業推進部 芦野

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階

TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 asino@j-bma.or.jp

Q&A

施設内に感染対策に精通したスタッフがない場合は、できるだけ保健所もしくは地域の感染対策専門家に相談し、自施設の感染対策について助言を受けることをお勧めします。

日本環境感染学会では相談窓口を設置していますので、下記アドレスにお気軽にお問合せください。

問い合わせアドレス jsipc-toiawase-ML@umin.ac.jp

Q1. 職員はどのような注意が必要ですか？

- 自分自身の健康状態に注意を払うようにしましょう。
以下のような体調の変化を感じた場合は、躊躇することなく、出勤する前に職場に電話で相談してください：発熱、咳嗽、鼻汁、全身倦怠感。
- 当面の間、就業前に体温測定を行い、記録に残すとよいでしょう。職員全員で取り組むことが重要です。
- 勤務中に体調不良を感じたなら、我慢せず必ず申し出るようにしてください。また、管理者の方は、職員に対し注意喚起するようにしてください。
- 職場では手指衛生の励行、咳エチケットの励行、マスク着用を徹底してください。
特に、出勤時の手指衛生は強化してください。
- 必要時の標準予防策を遵守してください。その際、マスク、ガウン、手袋（個人防護具）の着脱の順序を周知して下さい。

○http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide2.pdf

日本環境感染学会 HP「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第2版）」P.10

○<https://www.youtube.com/watch?v=LPYX2NQoBQg&feature=youtu.be>

（着脱の方法は上記 YouTube でご覧いただけます）

Q2. 外部の医療スタッフ（歯科など）や業者（清掃、ボランティア、洗濯業者、給食、理容・・）にはどのような注意が必要ですか？

- 業務上、緊急性がないと判断されるサービス（ボランティア、理容など）は、しばらく休止することを考えてください。
- 業務する場合、自身の健康状態に注意を払い、発熱、咳嗽、鼻汁、全身倦怠感のような体調の変化を感じた場合は、躊躇することなく、出勤する前に職場に電話

で相談するよう指導してください。

- 当面の間、就業前に体温測定を行い、記録に残すことを指導してください。
- 施設内では標準予防策の遵守、手指衛生の励行、咳工チケットの励行、マスク着用を徹底するよう指導してください。
- 発熱などの症状があり観察対象になっている利用者がいる場合、必ず周知してください。

Q3.職員の家族に体調不良者がいた場合はどうすればいいですか？

- 家族の体調不良について具体的な情報を職場に報告してください。誰が、いつから、どのような症状で、現在どのような療養をしているのか確認しましょう。発熱、咳嗽、全身倦怠感などの急性上気道感染症の症状がある場合は、新型コロナウイルス感染症の可能性が否定できません。

「帰国者・接触者相談センター」への相談目安は以下です。(2020年3月10日現在)

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならぬときを含みます）
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合 高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続く場合・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

＜厚労省ホームページ Q&A より＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q26

上記に該当する場合は最寄りの保健所などに設置されている「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。

- 当該職員が、倦怠感や咳嗽などの体調不良を訴えた場合は、速やかに自宅療養を促してください。

Q4.利用者の自宅等への外出は控えた方がいいですか？

- 不要不急の外出は控えることを推奨します。
- やむを得ない理由で外出する際は、手指衛生やマスクの着用、人込みを避ける（外出時間帯の配慮）、などの指導を行います。

Q5.面会の制限は必要ありますか？

- 原則として、不要不急の面会は控えることを積極的に検討してください。
- 面会を許可する場合は、面会者について、いつ、誰が、誰に、どこで面会したのか記録することを推奨し、健康状態（体温測定、咳嗽や鼻汁など）について確認するシステムを構築してください。
- 面会者には、できるだけ短時間の面会にするよう協力を求めてください。

Q6. ティサービスの利用者は受け入れるべきですか？

- 受け入れる際、体温測定を励行し、発熱や咳嗽等の呼吸器症状がある場合は受け入れないでください。

Q7. 利用者に発熱などの症状が出現した場合はどうすればいいですか？

- 利用者の観察をしてください。体温、呼吸、咳嗽や咽頭痛などの呼吸器症状の有無を確認し、可能な限り個室に移動させ、速やかに施設の医師（配置医師・かかりつけ医）に相談してください。個室がない場合は衝立などで他の利用者と分けるようにしてください。その際、同室者は原則濃厚接触者となりますので、他の部屋に移動する場合は、全員同室にするようにしてください。
また、以下の症状を目安に、早めに保健所に相談することをお勧めします。

「発熱 48 時間以上十咳嗽」（普通の肺炎としても要医療）

「発熱 48 時間以上続くものが、同時期に 3 人以上発生している」
- 軽度の発熱（目安として 37.5 度未満）、軽い咳嗽や咽頭痛の場合は、安静を保ち、呼吸状態が安楽になるように加湿や室温に留意し、飲水や食事を促し、注意深く経過を観察してください。また部屋の換気をこまめに行ってください。
- 「帰国者・接触者相談センター」への相談目安は以下です。（2020 年 3 月 10 日現在）
 - 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
 - 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合 高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
 - 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 2 日程度続く場合 ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

<厚労省ホームページ Q&A より>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q26

施設の医師（配置医師・かかりつけ医）と相談し、上記に該当する場合は最寄りの保健所などに設置されている「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。

- 発熱した利用者が新型コロナウイルス感染症を疑う場合、当該利用者に接触するときはサージカルマスク、ガウン、手袋、を着用してください。（要着脱訓練）
また、それら情報を、利用者に関わるスタッフや委託業者などすべての方に伝達するようにしてください。

Q8. 発熱などの症状（疑い例）のある利用者の使用した食器は特別な処理が必要ですか？

- 消毒などの特別な処理は必要ありません。
- 食器洗浄機を使用してもかまいません。
- 食器を使い捨てにする必要はありません。
- 下膳の際、洗浄までの搬送時の接触感染防止のために、ビニール袋などで覆うと安心です。また、同じ介助者が責任をもって最後まで処理できる場合はビニール等で覆う必要はないです。

Q9. 発熱などの症状（疑い例）のある利用者の部屋の清掃はどうしたらいいですか？

- 病室清掃はできるだけ清掃委託業者ではなく医療スタッフが実施してください。
- 清掃時は、サージカルマスク、ガウン、手袋を着用してください。
- 床清掃は通常通りで構いませんが、唾液や喀痰などの分泌物で汚染がある場合は、洗浄剤で拭き取った後、アルコールや0.1%次亜塩素酸ナトリウムで消毒してください。
- それ以外、高頻度に接触する箇所もアルコールまたは、0.05%次亜塩素酸ナトリウム液で丁寧に拭き取り清掃を行ってください。
- ゴミ箱は、鼻汁や痰を含んだティッシュで汚染しているリスクが高いため、手袋を着用してビニール袋の封をし、回収してください。使用した手袋は速やかに交換してください。
- 清掃業者に依頼する場合は、担当者へ注意すべき点（サージカルマスク、ガウン、手袋の着脱方法、清掃道具の処理方法（専用にするなど）など）の伝達指導をしてください。

Q10. 発熱などの症状（疑い例）のある利用者に使用する物品はディスポーザブルにした方がいいですか？

- その必要はありません。ただし、普段患者間で共有する器材（体温計、血圧計、

聴診器など)はできるだけ専用にしてください。それが困難な場合はアルコールで清拭消毒をして使用してください。

Q11. 発熱症状(疑い例)の利用者がPCR陽性となった場合、使用していた部屋全体の消毒は必要ですか？

- 部屋全体の消毒は必要ありませんが、高頻度に接触する箇所はアルコールまたは、0.05%次亜塩素酸ナトリウム液で丁寧に拭き取り清掃を行ってください。
- 退院清掃を清掃委託業者に依頼する場合は、担当者へ注意すべき点(サージカルマスク、ガウン、手袋の着脱方法、清掃道具の処理方法など)の伝達指導をし、必ず、医療者側で確認するようにしてください。

Q12. 発熱症状(疑い例)の利用者がPCR陽性となった場合、使用したリネン類の処理に気をつけることはありますか？

- シーツを処理するときはアイシールド、サージカルマスク、ガウン、手袋を着用して作業にあたってください。
- 使用後のシーツは水溶性ランドリーバックまたはビニール袋に入れ、口を締めて搬送してください。
- 施設内で処理する場合は80°C以上10分の熱水洗浄をしてください。

Q13. 発熱症状(疑い例)の利用者がPCR陰性だった場合、注意することはありますか？

- 特にありません。通常通りの対応をしてください。

Q14. 日常清掃で気をつける点はありますか？

- いつも以上に、アルコールや低水準消毒薬(これらの消毒薬を含有している清掃クロスは市販されており便利)を使用して高頻度に接触箇所を丁寧に拭き取ってください。拭き取りは最低1日1回程度実施してください。それ以上の回数については規定はありませんので、施設内で決定してください。例えば、頻繁に人の手が触れるところは選択的に回数を増やすなどの方法もあります。